

パブリックコメントにかけられた政令案のポイント

平成 21 年 6 月 22 日

文責：CISTEC

去る 4 月 30 日に公布された改正外為法に係る政令（外為令、輸出令）改正案についてのパブリックコメントが、本日募集が開始されました。

特に産業界として関心の高い点について整理すると以下のようになっています。

I 技術取引規制

1 第 25 条第 1 項の許可と第 3 項の許可の二重許可の排除

- (1) 法第 25 条第 1 項に基づき許可を受けた場合に、第 3 項の許可を改めて受ける必要がないようにするため、外為令第 17 条第 2 項本文の括弧書きにおいて

（当該行為に係る特定技術を提供することを目的とする取引について同条（注：法律の第 25 条）第 1 項の許可を受けている者を除く。）

と規定されたことにより、担保された。

- (2) また、国内での取引において、第 25 条第 1 項の許可を受けている場合に、技術の提供を受けた側の者が、同じ第 1 項の許可を受けなくてもいいとする点は、外為令第 17 条第 5 項において、

第 1 項・・・に規定する取引のうち経済産業大臣が・・・法の目的を達成するために特に支障がないと認めて指定したものについては、法第 25 条第 1 項の規定による・・・許可を受けないで当該取引をすることができる。

と規定されていることを受けて、別途、貿易外省令によって示される予定である。

- (3) また、同じく法第 25 条第 1 項の許可を受けて、技術の提供を受けた者が、

出国段階で同条第 3 項の許可が二重に必要なにならないようにするという点は、外為令第 17 条第 2 項ただし書きにおいて、

ただし、経済産業大臣が当該行為の主体、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定した行為については、この限りではない。

と規定されたことを受けて、別途、貿易外省令によって示される予定である。

2 自己使用・持ち帰り前提の技術資料等の輸出、送信の除外

「出張者による自己使用目的の一時持ち出し（持ち帰りを前提とするもの）などについては許可不要」という点については、法第 25 条第 1 項、第 3 項が、相手方への提供を前提とする「取引」を規制対象としていることから、そもそも法律の条文上規制対象外となっている。

このため、政令上は特に改めて規定されていない。

3 税関の確認

(1) 今回の外為令改正において、第 18 条の 2（税関長の確認等）が追加されている。

これにより、法第 25 条第 3 項（外為令第 17 条第 2 項）に基づき、技術資料や記録媒体等の輸出について許可を受けた場合には、出国時に税関の確認を要することになる。

(2) 法第 25 条第 1 項に基づく許可を受けた場合や第 3 項に基づく海外送信の許可を受けた場合は、必要ない。

II 仲介貿易規制

1 貨物の仲介貿易

法第 25 条第 4 項とそれを受けた外為令第 17 条第 3 項における役務取引規制において、従来の「売買」に加えて、

貸借又は贈与に関する取引

が追加されたことによって、規制対象が拡大された。

2 技術の仲介取引

① 法第 25 条第 1 項で、

「特定技術を特定国において提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」

「特定技術を特定国の非居住者に提供することを目的とする取引を行おうとする居住者」

とされていることから、技術の仲介取引は、本条文によって規制対象となる。同項は、ボーダー規制等の根拠条文としての機能がメインであるが、技術の仲介取引規制の根拠条文であることにも留意する必要がある。

仲介取引規制においては、移転元の居住者がどこにいるか、特定技術が本邦以外のどこで調達されたものかに関わりなく規制対象となる。

② なお、貨物の仲介貿易同様に、武器関連技術及び武器以外の技術については大量破壊兵器キャッチオール規制の要件（用途要件、インフォーム要件）に該当し、かつ非ホワイト国間の取引に限定することについては、別途、貿易外省令により示される予定である。

Ⅲ 輸出者等遵守基準

1 「輸出者等」の範囲、遵守基準の内容は、今回の政令改正ではなく、別途省令において定められる予定。

2 産構審最終とりまとめ等から推測すると、

① 「輸出等を業として行う者」（＝一般の輸出者等）には、

- ・ 該非判定や取引審査の責任者を明らかにする旨の努力義務
- ・ 安全保障輸出管理についての周知義務

② それに加えて、リスト規制品輸出者等に対する基準、更に機微度が高い貨物の輸出者等に対する基準が定められる模様。

Ⅳ 罰則の強化

- 1 罰則については、ほとんど法律で規定されているとおり。
- 2 法第 69 条の 6 第 2 項に規定する懲役 10 年以下の対象となる「核兵器等そのもの」と「核兵器等関連貨物」は、次のように規定された。
 - ①核兵器等そのもの：核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置又はこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機であってその射程が 300 キロメートル以上のもの
(輸出貿易管理令第 4 条第 1 項第一号イで規定)
(外為令第 17 条第 3 項第二号イで規定)
(*外為令第 27 条第 1 項では、上記下線部を規定)
 - ②核兵器等関連貨物：輸出貿易管理令第 13 条で規定
具体的には別表第 1 のうち
[1 の項(核兵器等に関係のない貨物を除いたもの)、
+ 2 から 4 の項の貨物] - ①の核兵器等そのもの
(*核兵器等関連技術は外為令第 27 条第 2 項で規定)
- 3 なお、法改正により、時効期間が法人においても 7 年となったが、書類の保存期間もこれに合わせて、別途延長される見込み。